

## 湧水町第33回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月24日(金) 午前9時00分～午前11時5分
2. 開催場所 湧水町総合交流施設 研修室1・2
3. 出席委員 (21名)  
会長 23番  
会長代理 1番  
委員 2番 3番 4番 5番 6番 7番 8番  
9番 10番 11番 12番 14番 15番 16番  
18番 19番 20番 21番 22番
4. 欠員番号 13番 17番
5. 欠席委員 なし
6. 議事日程
  - 1 開会
  - 2 議事日程について
  - 3 議事録署名委員の指名について
  - 4 会期の決定について
  - 5 諸般の報告  
①会長 ②各選出機関(土地改良区・農協・議会) ③その他
  - 6 農事相談報告
  - 7 農地あっせん報告
  - 8 事務局報告  
① 合意解約報告書 (11件)  
② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (1件)
  - 9 付議事件及び順序について  
日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)  
日程第2 農地法第3条の規定による申請審議について (議案 3件)  
日程第3 農地法第4条の規定による申請審議について (議案 2件)  
日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の申請審議について (議案 1件)  
日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の申請審議について (議案 1件)  
日程第6 農地あっせん申出書の申請審議について (議案 13件)  
  
日程第7 平成29年度農作業標準賃金及び農作業標準料金の決定について (議案 1件)  
  
日程第8 農業委員会におけるGISデータ(航空写真)に関する運用内規の制定  
について (議案 1件)
  - 10 その他農政一般事項
  - 11 閉会

※ 総会後の日程

6. 農業委員会事務局職員

〔出席〕 局長補佐，管理調整係長，事務補助員

〔欠席〕 事務局長，

- 局長補佐 起立・礼
- 議 長 それでは只今から、第33回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。ただいまから、日程にしたがい議事を進めます。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第22条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、3番・〇〇委員と4番・〇〇委員を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。
- 議 長 諸般の報告を行います。まず会長報告を行います。別紙により配布してありますので、主なものについて、ご説明します。
- 1月25日・第32回農業委員会定例総会を、町総合交流施設研修室で開催しました。
- 1月26日・始良伊佐地域振興局農政普及課による重点施策交換会が地域振興局で開催され、局長が出席しました。
- 2月 1日・町監査委員による定期監査が役場会議室で開催され、事務局職員で対応しました。指摘事項はありませんでした。また同日インターネットに新農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募状況の中間公表を掲載しました。
- 2月 2日・茶業振興会総会・茶業振興大会がJAあいら栗野支店で開催され、出席しました。また、同日あいら・いさ農村塾が栗野中央公民館で開催され、多くの農業委員の方々と共に出席しました。ありがとうございました。
- 2月 6日・2月定例の県農業会議常設審議委員会が鹿児島市で開催され、局長補佐とともに出席しました。
- 2月10日・町農業再生協議会総会が役場会議室で開催され、〇〇代理とともに出席しました。
- 2月13日・町認定農業者総会が役場会議室で開催され、出席しました。
- 2月14日・農業後継者励ましの会が伊佐農林高校で開催され局長補佐が出席しました。同日県農業委員会事務局長会議が鹿児島市で開催され、局長が出席しました。
- 2月16日・農事相談、現地調査を開催しました。農事相談が吉松地区は1件で栗野地区はありませんでした。現地調査は、吉松班が3件で栗野班が4件でした。
- 2月17日・始良伊佐地区農業委員会職員協議会研修会が鹿児島市で開催され、事務局として職員3名で対応しました。
- 議 長 以上で、会長報告を終わります。
- 議 長 次に、各選出機関の農政報告・議会の状況について、報告をお願いします。まず、土地改良区から農政報告をお願いします。
- 7 番 7番〇〇です。土地改良区としては特段ありません。
- 議 長 次に、農協選出委員の農政報告をお願いします。
- 4 番 4番〇〇です。報告書類の3頁でございますが、2月6日から7日に開催された子牛セリ市成績を説明させていただきます。売却合計で雌が248頭出品され平均で778,673円、去勢が326頭出品され平均で876,169円、計で574頭出品され平均で834,045円で、前月に比べて去勢の方が41,416円マイナスで平均では

12,930 円の減ですが、高値が続いているようでございます。以上報告を終わります

- 議 長 ありがとうございます。
- 議 長 次に、議会の状況について報告をお願いします
- 9 番 9 番〇〇です。議会は今閉会中で何も報告することはないのですが、2月28日から第1回の定例会が3月10日までの会期で開催されます。一般質問は3月7日です。皆さん傍聴にお越しく下さい。よろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
- 議 長 次に、その他各種協議会の出席委員の報告がありましたら、報告をお願いします。なければ只今までの報告に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 なければ、以上で諸般の報告を終わります。
- 議 長 次に、農事相談についてですが、栗野地区は相談がありませんでしたが、吉松地区が1件ありました。吉松地区の1件について報告をお願いいたします。
- 2 2 番 22 番〇〇です。2月16日木曜日午前10時20分に鶴丸〇〇番地の〇〇さん〇〇歳の方がみえられまして、高齢のために〇〇さん所有の田の耕作をしていますがやめたいということで合意済ということでしたが、利用権契約が平成13年から平成33年までで、あと5年間ほど期間が残っていました。よく話を聞くと耕作地がえびの市の水田のため湧水町では合意解約はできませんと伝え、えびの市農業委員会へ合意解約の提出が必要ということでえびの市の合意解約の用紙をインターネットから出力してお渡しし、当事者双方が記入しえびの市の農業委員会に提出して相談をしてくださいと合意解約を勧めたところです。本人も湧水町内の土地ではないからできないのですねと了解して帰ってもらいました。担当委員は私と〇〇委員でした。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。只今の農事相談報告に対し、ご質問・ご意見等ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 なければ、以上で農事相談報告を終わります。
- 議 長 次に、農地あっせん報告に移ります。あっせん報告につきましては、あっせん活動に変化があったもののみの報告とします。整理番号と申出人を言ってから、報告をお願いします。
- 1 4 番 14 番〇〇です。あっせん番号〇〇番、申出人湧水町〇〇さん、申出農地米永字橋ノ口〇〇番地、田、〇〇㎡、5月からこれを米永会田の〇〇氏に玄米が2俵ということであっせんが成立しております。以上です。
- 議 長 ほかにありませんか？
- 1 番 1 番〇〇です。あっせん番号が〇〇番、申出人が〇〇さん申出農地が北方字台ノ内〇〇番地田〇〇㎡、これが北方の〇〇氏に反当モミ2俵で成立しています。以上です。
- 議 長 ほかにありませんか？
- 1 5 番 15 番〇〇です。あっせん番号が58番、申出人が川西の〇〇さんの分ですが川添の〇〇さんに反当モミ2俵であっせん成立しました。〇〇さんに

についてはあっせん番号 51 番で農地を借りたいということであっせん申出が出ていたところですが、以上です

議 長

ほかにありませんか？

議 長

ほかになければ、事務局からはありませんか。

事 務 局

ありません。

議 長

なければ今までの報告に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

なければ、以上で農地あっせん報告を終わります。

議 長

次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約報告が 11 件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局

資料の 8 ページです。合意解約報告が 11 件ございます。整理番号 1 番貸人神奈川県海老名市〇〇，借人湧水町木場〇〇。土地が木場外堀〇〇番地畑〇〇㎡外 4 筆 5 筆合計〇〇㎡，あっせん等の希望は有です。契約の期間平成 27 年 1 月 27 日から平成 32 年 12 月 31 日，解約の理由としては借人の都合による。遠距離のため通作に不都合ということです。利用権の種類が賃貸借。土地の引き渡しの時期，平成 29 年 1 月 10 日。整理番号 2 番から 6 番までは解約の理由を見ていただくと分かるように，〇〇さんが耕作していたのですが亡くなられ，娘さんが引き続き耕作していたのですがやはり難しいという理由です。整理番号 2 番貸人湧水町北方〇〇，借人霧島市溝辺町〇〇。土地，北方京田〇〇田〇〇㎡外 1 筆 1 筆合計〇〇㎡，あっせん等の希望は有です。契約の期間平成 26 年 5 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日。利用権の種類が賃貸借。土地の引き渡しの時期，平成 29 年 1 月 20 日。整理番号 3 番貸人湧水町北方〇〇，借人霧島市溝辺町〇〇。土地，北方京田〇〇番地田〇〇㎡外 2 筆 3 筆合計〇〇㎡，あっせん等の希望は有です。契約の期間平成 26 年 1 月 27 日から平成 30 年 12 月 31 日。利用権の種類が賃貸借。土地の引き渡しの時期，平成 29 年 1 月 20 日。整理番号 4 番貸人湧水町北方〇〇，借人霧島市溝辺町〇〇。土地，北方原牟田〇〇田〇〇㎡外 1 筆 2 筆合計〇〇㎡，あっせん等の希望は上の〇〇は無，〇〇は有となっています。契約の期間平成 24 年 12 月 25 日から平成 29 年 12 月 31 日。利用権の種類が賃貸借。土地の引き渡しの時期，平成 29 年 1 月 20 日。整理番号 5 番貸人湧水町北方〇〇，借人霧島市溝辺町〇〇。土地，北方内原〇〇番地田〇〇㎡外 1 筆 2 筆合計〇〇㎡，あっせん等の希望は有。契約の期間平成 26 年 1 月 27 日から平成 30 年 12 月 31 日。利用権の種類が賃貸借。土地の引き渡しの時期，平成 29 年 1 月 20 日。整理番号 6 番貸人湧水町北方〇〇，借人霧島市溝辺町〇〇。土地，北方京田〇〇番地田〇〇㎡外 1 筆 2 筆合計〇〇㎡，あっせん等の希望は有。契約の期間平成 24 年 12 月 25 日から平成 29 年 12 月 31 日。利用権の種類が賃貸借。土地の引き渡しの時期，平成 29 年 1 月 20 日。9 ページです。整理番号 7 番と 8 番は解約の理由は借人の都合による。〇〇のためということです。整理番号 7 番貸人霧島市隼人町〇〇，借人湧水町北方〇〇。土地が北方原牟田〇〇番地田〇〇㎡，あっせん等の希望は有です。契約の期間平成 28 年 1 月 28 日から平成 32 年 12 月 31 日，利用権の種類が賃貸借。土地の引き渡しの時期，平成 29 年 5 月 1 日。整理番号 8 番貸人西之表市〇〇，借人湧水町北方〇〇。土地が北方原牟田〇〇番地田〇〇㎡，あっせん

等の希望は有です。契約の期間平成 28 年 1 月 28 日から平成 32 年 12 月 31 日、利用権の種類が賃貸借。土地の引き渡しの時期, 平成 29 年 5 月 1 日。整理番号 9 番貸人始良市加治木町〇〇, 借人湧水町木場〇〇。土地が北方大牟田原〇〇番地畑〇〇㎡外 3 筆 4 筆合計〇〇㎡, あっせん等の希望は無です。契約の期間平成 26 年 3 月 25 日から平成 31 年 3 月 31 日, 解約の理由としては借人の都合〇〇とのことです。利用権の種類が賃貸借。土地の引き渡しの時期, 平成 29 年 2 月 1 日。整理番号 10 番貸人湧水町米永〇〇, 借人湧水町幸田〇〇。土地が米永遠目ケ尾〇〇番地畑〇〇㎡, あっせん等の希望は無です。契約の期間平成 25 年 9 月 27 日から平成 30 年 12 月 31 日, 解約の理由としては貸人が山林転用を行うためとのことです。後ほど転用申請が出てきます。利用権の種類が使用貸借。土地の引き渡しの時期, 平成 29 年 2 月 3 日。整理番号 11 番貸人湧水町北方〇〇, 借人湧水町木場〇〇。土地が北方原牟田〇〇番地田〇〇㎡, あっせん等の希望は無です。契約の期間平成 28 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日, 解約の理由としては貸人が売却するためです。こちらの方も後ほど転用申請が出てきます。利用権の種類が賃貸借。土地の引き渡しの時期, 平成 29 年 2 月 10 日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し, ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 なければ, 以上で合意解約の報告を終わります。

議 長 次に, 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が, 1 件提出されています。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 10 ページです。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書, 番号 1 権利取得者湧水町川添〇〇, 権利取得日平成 29 年 2 月 2 日, 取得事由相続, 権利の種類所有権, 土地の所在川添中水流〇〇番地田〇〇㎡外 3 筆です。畑が 2 筆と田が 2 筆になります。4 筆合計で〇〇㎡。あっせん等の希望の有無については川添三堂〇〇番地畑のみが無しで他の 3 筆は希望有です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し, ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 なければ, 以上で農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序についてに移ります。日程第 1 議案第 412 号農業経営基盤強化促進法の資格審査についてを議題とします。今回は利用権設定のみの資格審査です。整理番号 1 号から整理番号 24 号まで事務局の説明を求めます。

事 務 局 11 ページをご覧ください。日程第 1 議案第 412 号農業経営基盤強化促進法の資格審査について 利用権設定, 整理番号 1 号から 24 号となっています。まず, 農用地利用集積計画書をご覧ください。今回は利用権設定のみとなっています。田の合計が 23,560 ㎡, 畑の合計が 52,127 ㎡その他となっておりますがこれは牧場地目が入っておりましてこちらが 1,214 ㎡合計で 76,901 ㎡となっております。12 ページの総括表をご覧ください。始期については本日 2 月 24 日から終期については最長のもので平成 39 年 12 月 31 日までの 10 年間ということで設定がされております。面積の振り分けについてはお目通しください。利用権の設定を受ける者の数が 18 名, 利用権を設定する者の数が 23 名, 利用権の内容としては茶・

- 水稲・野菜・甘藷・飼料・アーモンドとなっております。なお13ページから16ページまでに各筆明細を記載しておりますのでお目通しください。以上です。
- 議 長 それでは順を追って審議します。まず整理番号1号について審議します。整理番号1号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、12番、〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。
- (〇〇委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか、
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号の資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 12番委員に出席を求めるため暫時休憩します。
- (〇〇委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。次に、整理番号2号から整理番号4号について審議します。整理番号2号から整理番号4号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、20番、〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。
- (〇〇委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号2号から整理番号4号に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号から整理番号4号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか、
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号2号から整理番号4号の資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 20番委員に出席を求めるため暫時休憩します。
- (〇〇委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。次に、整理番号5号から整理番号24号について審議します。整理番号5号から整理番号24号までの説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号5号から整理番号24号までの資格審査については、承認することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号5号から整理番号24号までの資格審査については、承認することに決定しました。以上で議案第412号農業経営基盤強化促進法の資格審査についてを終わります。

- 議 長 次に日程第2農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題とします。議案第413号から議案第415号までの3議案について一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 17ページです。日程第2農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案第413号所在が中津川瀧ノ元〇〇,地目が田,面積が〇〇㎡,譲渡人が湧水町中津川〇〇,譲受人が湧水町中津川〇〇,譲受人の経営面積が〇〇㎡です。労力については1名,申請事由は規模拡大です。議案第414号所在が中津川田ノ神ノ下〇〇,地目が田,外に畑が4筆,田が1筆となっています。合計で〇〇㎡,譲渡人が湧水町中津川〇〇,譲受人が湧水町中津川〇〇,こちらにつきましましては親子関係ですので経営面積も同数の〇〇㎡です。労力については2名,申請事由は贈与です。議案第415号所在が中津川坂口〇〇,地目が畑,面積が〇〇㎡,譲渡人が湧水町中津川〇〇,譲受人が湧水町中津川〇〇,こちらにつきましても親子関係ですので経営面積が同数の〇〇㎡です。労力については2名,申請事由は贈与です。以上です。
- 議 長 農地法第3条の許可区分は全て湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず、議案第413号について審議します。議案第413号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 8 番 8番〇〇です。農地法第3条に係る議案第413号の現地調査の報告をいたします。調査日は、平成29年2月16日午後1時35分からでした。調査委員は、〇〇委員、〇〇委員と私〇〇の3名で、事務局からは〇〇係長が同行しました。申請の内容は、売買による申請です。譲受人は、湧水町中津川の〇〇さん。譲渡人は、湧水町中津川の〇〇さんです。申請地は、議案書のとおり田1筆です。場所は、町道麓・清滝線から町道麓・楠辺線を東に470m走った左側の圃場です。議案参考資料の1ページと2ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。自己所有地は、主に水稻と野菜を作付され、耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上です。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第413号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第413号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第414号について審議します。議案第414号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 22 番 22番〇〇です。農地法第3条に係る議案第414号の現地調査の報告をいたします。調査日は、平成29年2月16日午後2時5分からでした。調査委員は、〇〇委員、〇〇委員と私〇〇の3名で、事務局からは〇〇係長が同行しました。申請



の内容は、贈与による所有権移転です。譲受人は、湧水町中津川の〇〇さんです。譲渡人は、湧水町中津川の〇〇さんです。申請地は、議案書のとおり田2筆、畑4筆です。場所は高速横の町道沢原・川添線沿いに畑4筆と国道268号線から町道風呂元線を東へ100m走った左側と国道268号線の柿木橋交差点から南へ150m走った南側の圃場です。議案参考資料の1ページと3ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田と畑です。地域との調和要件は、すべて整っており問題はありません。自己所有地は、主に水稻と野菜を作付され、耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第414号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第414号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第415号について審議します。議案第415号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

15番 15番〇〇です。農地法第3条に係る議案第415号の現地調査の報告をいたします。調査日は、平成29年2月16日午後1時50分からでした。調査委員は、〇〇委員、〇〇委員と私〇〇の3名で、事務局からは〇〇係長が同行しました。申請の内容は、贈与による所有権移転です。譲受人は、湧水町中津川の〇〇さん。譲渡人は、湧水町中津川の〇〇さんです。申請地は、議案書のとおり畑1筆です。場所は、農道農免中津川線から町道瀬戸線を70m走った右側の圃場です。議案参考資料の1ページと5ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。自己所有地は、主に水稻と野菜を作付され、耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第415号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第415号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを終わります。

議 長 次に、日程第3農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

議 長 議案第416号及び議案第417号の2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 18ページです。日程第3農地法第4条の規定による許可申請について議案第416

号所在が米永大坪〇〇, 畑, 〇〇㎡外 4 筆合計で〇〇㎡。申請人が湧水町田尾原〇〇, 形態は転用, 用途は山林です。申請事由, 現在採草地として利用してきたが周囲を山林に囲まれ生産性が低くなった。杉を 1, 600 本程度植林し土地の有効利用を図りたい。議案第 417 号所在が米永遠目ケ尾〇〇番地, 畑, 〇〇㎡。申請人が湧水町米永〇〇, 形態は転用, 用途は山林です。申請事由, 申請地は周辺が山林化していることもあり, 日当たりが悪く生産性が低いのでくぬぎを植林し土地の有効利用を図る。以上です。

議 長 今回の申請に係る許可区分は全て県知事です。順を追って審議します。先ず, 議案第 416 号について審議します。議案第 416 号については, 現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いします。

5 番 5 番〇〇です。農地法第 4 条申請に係る議案第 416 号の現地調査報告をいたします。調査日は, 平成 29 年 2 月 16 日午後 2 時 5 分からでした。調査委員は, 〇〇委員, 〇〇委員と私〇〇の 3 名で, 事務局からは, 〇〇局長が同行しました。申請の内容は, 山林への転用です。申請地は, 議案書のとおり畑 5 筆です。申請者は, 湧水町田尾原の〇〇さんです。調査事項の中で, 立地基準の農地区分は農地の広がり 10 ha 未満の第 2 種農地のその他農地と見ました。場所は, 湧水町役場栗野庁舎から南南西に約 2.0 km で周囲を山林に囲まれた圃場です。議案参考資料の 6 ページと 7 ページを参照してください。周囲の状況は, 北, 西, 南は山林, 東は現況畑の地目山林です。一般基準の他法令関係については, 該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については, 日照及び雨水排水処理ともに影響はありません。添付書類は, 被害防除計画書及び誓約書がありました。現地調査での指示事項は, 特にありませんでしたが, 山林は樹木が土地に定着するまでは法務局が地目変更を認めないので, 4・5 年後, 定着してから登記申請を行って下さいと伝えました。転用許可に関しての調査意見は, 農地転用に関する許可基準に照らし, 「資力及び信用」, 「転用の確実性」, 「計画面積の妥当性」また, 転用することによって生じる付近農地への支障等は, 特に問題はないので, 転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。

3 番 3 番〇〇です。確認ですが西側の〇〇の畑とか〇〇の畑など現況は山になっているのですか? それと杉を 1, 600 本植林ということですけど割合的にまばらな感じがするのですが, いかがでしょう。

事務局 両方とも現況は山林化しています。本来であれば転用許可を取っていただかないといけないところです。植林の 1, 600 本ですが, 〇〇さん自身が林業等については精通されている方ですので計算をされて見積もりを出されたものです。

議 長 よろしいですか?

3 番 はい。

議 長 ほかにありませんか?

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ, 議案第 416 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め, 県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第 416 号につきましては、許可相当と認め 3,000 m<sup>2</sup>以上の案件であることから、県農業会議常設審議委員会への諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 417 号について審議します。議案第 417 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 2 番 2 番〇〇です。農地法第 4 条申請に係る議案第 417 号の現地調査報告をいたします。調査日は、平成 29 年 2 月 16 日午後 1 時 55 分からでした。調査委員は、〇〇委員、〇〇委員と私〇〇の 3 名で、事務局からは、〇〇局長が同行しました。申請の内容は、山林への転用です。申請地は、議案書のとおり畑 1 筆です。申請者は、湧水町米永の〇〇さんです。調査事項の中で、立地基準の農地区分は農地の広がり 10ha 未満の第 2 種農地のその他農地と見ました。場所は、湧水町役場栗野庁舎から南南西に約〇〇km で周囲は山林と畑に囲まれた圃場です。議案参考資料の 6 ページと 8 ページを参照してください。周囲の状況は、北と東は山林と畑、西が道路、南は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、日照及び雨水排水処理ともに影響はありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書がありました。現地調査での指示事項は、北と東に畑があるので、境界から控えて植林するよう指導いたしました。また、山林は樹木が土地に定着するまでは法務局が地目変更を認めないので、4・5 年後、定着してから登記申請を行って下さいと伝えました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので、転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 417 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め県知事に進達することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 417 号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。  
以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを終わります。ここで 10 時 10 分まで休憩します。
- 議 長 それでは休憩を閉じ、会議を開きます。次に日程第 4 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題とします。議案第 418 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 19 ページになります。日程第 4 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について議案第 418 号所在木場十三塚〇〇、畑、農振内です。面積が〇〇m<sup>2</sup>のうち〇〇m<sup>2</sup>。第 1 種農地となっています。貸人が湧水町木場〇〇、借人が大阪市淀川区〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇、形態は一時転用です。用途が資材置場、申請事由が再生可能エネルギーの固定買取制度に基づく、太陽光発電関連事業建設の

資材置場に供するため申請地を一時転用（平成 29 年 4 月～11 月の間）貸借したい。備考欄に書いてありますが、求積図を添付しています。以上です。

議 長 今回の申請に係る許可区分は県知事です。議案第 418 号について審議します。議案第 418 号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 11 番〇〇です。農地法第 5 条申請に係る議案第 418 号の現地調査報告をいたします。調査日は、平成 29 年 2 月 16 日午後 1 時 35 分からでした。調査委員は、〇〇委員、〇〇委員と私〇〇の 3 名で、事務局からは、〇〇局長が同行しました。申請の内容は、使用貸借による資材置場への一時転用です。申請地は、議案書のとおり畑 1 筆です。借人は、大阪市淀川区の〇〇株式会社代表取締役〇〇、貸人は、湧水町木場の〇〇さんです。調査事項の中で、立地基準の農地区分は、農地の広がりがある 10 h a 以上の集団性のある第 1 種農地と見ましたが、一時転用であるため不許可の例外として申請されております。場所は、湧水町役場栗野庁舎から東に約〇〇 k m で周囲は茶畑が連担する茶団地の中の圃場です。議案参考資料の 9 ページと 10 ページを参照してください。周囲の状況は、北と南は山林と畑、西は畑、東は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、日照及び雨水排水処理ともに影響はありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書がありました。また、今回の申請は 1 筆の一部を利用する計画であるため求積図が議案参考資料の 11 ページに添付されておりますので参照ください。現地調査での指示事項は、周辺農地への土砂の流出が無いように施工方法については十分注意するよう指導いたしました。また、一時転用であるため事業完了後は速やかに原形復旧を行うよう指示いたしました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので、一時転用は適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 418 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め県知事に進達することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 418 号につきましては、許可相当と認め農用地区域内農地における一時的な利用の案件のため県農業会議常設審議委員会への諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。以上で、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを終わります。

議 長 次に日程第 5 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題とします。議案第 419 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 20 ページです。日程第 5 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について議案第 419 号所在北方原牟田〇〇番地、田、農振内、〇〇㎡。同じく北方原牟田〇〇、田、農振内、〇〇㎡、田 2 筆で〇〇㎡両方とも 1 種農地です。譲渡人が〇

○番地が湧水町北方○○番地、が湧水町北方○○、譲受人が○○となっています。形態は転用です。用途は駐車場、申請事由は北方コミュニティーセンターの駐車場整備のための候補地であり、センターに最も近く、隣接しているため駐車場を利用する上で最も適した土地であるためです。備考欄に記載してありますが、今回譲渡人である○○さんへ相続登記が完了はしていない段階ですが、○○さんへ相続予定の遺産分割協議書が相続人から提出されたのを事務局で確認しております。なお、被相続人は故○○さんです。以上です。

- 議 長 今回の申請に係る許可区分は県知事です。議案第 419 号について審議します。議案第 419 号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 1 番 11 番○○です。農地法第 5 条申請に係る議案第 419 号の現地調査報告をいたします。調査日は、平成 29 年 2 月 16 日午後 2 時 20 分からでした。調査委員は、○○委員、○○委員と私○○の 3 名で、事務局からは、○○局長が同行しました。申請の内容は、所有権移転を伴う駐車場への転用です。申請地は、議案書のとおり田 2 筆です。譲受人は、○○さん、譲渡人は、湧水町北方の○○さんと同じく北方の○○です。調査事項の中で、立地基準の農地区分は農地の広がりがある第 1 種農地と見ましたが、既存施設の 2 分の 1 を超えない拡張であるため不許可の例外として申請されております。場所は、湧水町役場栗野庁舎から北に、○○m で周囲は圃場整備が行われた集団性の高い圃場です。議案参考資料の 9 ページと 12 ページを参照してください。周囲の状況は、北は北方コミュニティーセンター、西と南は田、東は道路です。一般基準の他法令関係については、農振農用地からの除外の許可は、現在の全体見直しの計画により 3 月中旬頃、除外確定予定です。周囲の農地等への支障の有無については、日照及び雨水排水処理ともに影響はありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書がありました。現地調査での指示事項は、西側の田の所有者に対し嵩上げによる日照や排水の影響について説明するとともにパイプラインによる給水施設について担当の建設課と施工前に協議するよう指導しました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので、転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 419 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め県知事に進達することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 419 号につきましては、許可相当と認め農振除外後一種農地であり、既存施設の 2 分の 1 以内の拡張案件のため、県農業会議常設審議委員会への諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。以上で農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてを終わります。
- 議 長 次に、日程第 6 農地あっせん申出書の申請審議についてを議題とします。議案第 420 号から議案 432 号までの 13 議案を一括上程します。事務局の説明を求めま

事務局

す。

21 ページになります。日程第 6 農地あっせん申出書の申請審議について。まず、議案第 420 号申請人湧水町恒次〇〇, 平成 29 年 1 月 16 日受付, 申出農地が 恒次字下水流〇〇番地, 畑, 〇〇㎡外 6 筆, 申出内容は貸です。農振区分についてはお目通しください。議案第 421 号申請人神奈川県海老名市〇〇, 平成 29 年 1 月 16 日受付, 申出農地が木場字外堀 2116-1, 畑, 〇〇㎡外 4 筆, 申出内容は貸です。農振区分については外となっていますがすべて農振内です。訂正をお願いいたします。議案第 422 号申請人福岡市博多区〇〇, 平成 29 年 1 月 25 日受付, 申出農地が北方字京田〇〇番地, 田, 〇〇㎡, 申出内容は売るか貸しです。農振区分は内です。議案第 423 号, 申請人湧水町木場〇〇, 平成 29 年 1 月 25 日受付, 申出農地が木場字大坪〇〇番地, 田, 〇〇㎡外 2 筆です。申出内容は売です。農振区分は内です。議案第 424 号, 申請人湧水町北方〇〇, 平成 29 年 1 月 26 日受付, 申出農地が北方字京田〇〇番地, 田, 〇〇㎡, 申出内容は貸です。農振区分は内です。議案第 425 号申請人湧水町北方〇〇, 平成 29 年 1 月 26 日受付, 申出農地が北方字京田〇〇番地, 田, 〇〇㎡外 2 筆, 申出内容は貸です。農振区分は全て内です。議案第 426 号, 申請人湧水町北方〇〇, 平成 29 年 1 月 26 日受付, 申出農地が北方字原牟田〇〇番地, 田, 〇〇㎡, 申出内容は貸です。農振区分は内です。続きまして 22 ページです。議案第 427 号, 申請人湧水町北方〇〇, 平成 29 年 1 月 26 日受付, 申出農地が北方字内原〇〇番地, 田, 〇〇㎡外 1 筆, 申出内容は貸です。農振区分は全て内です。議案第 428 号, 申請人湧水町北方〇〇, 平成 29 年 1 月 26 日受付, 申出農地が北方字京田〇〇番地, 田, 〇〇㎡外 1 筆, 申出内容は貸です。農振区分は全て内です。議案第 429 号, 申請人霧島市隼人町〇〇, 平成 29 年 1 月 26 日受付, 申出農地が北方字原牟田〇〇番地, 田, 〇〇㎡, 申出内容は貸です。農振区分は内です。議案第 430 号, 申請人西之表市鳴女町〇〇, 平成 29 年 1 月 26 日受付, 申出農地が北方字新替〇〇, 田, 〇〇㎡外 1 筆, 申出内容は貸です。農振区分は内です。議案第 431 号, 申請人湧水町恒次〇〇, 平成 29 年 1 月 27 日受付, 申出農地が恒次周辺北方地区の田を 50,000 ㎡程度借りたい。申出内容は借です。議案第 432 号, 申請人鹿児島市唐湊〇〇〇〇, 平成 29 年 2 月 3 日受付, 申出農地が川西字中溝〇〇, 田, 〇〇㎡, 申出内容は貸です。農振区分は外です。なお, 場所の地図等については添付資料の 13 ページから掲載していますのでご参照ください。議案 420 号につきましては, 〇〇さんから 1 月 16 日に受付しまして議案発送をしたところですが, その後個人的に利用権設定が全ての農地分提出されましたので, 今回につきましてはあっせん委員の指名は行わず, 来月事務局から報告させていただきます。以上です。

議長 ただいま説明がありました議案第 420 号から議案第 432 号までの 13 議案について, ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 ご質問・ご意見等がなければ, 議案第 420 号から議案第 432 号までの 13 議案について受理することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって議案第 420 号から議案 432 号までの, 13 議案は受

理することに決定しました。

議 長 それでは、まず議案第 420 号についてですが、事務局の説明にあったとおり利用権設定の申出があったことからあっせん委員を指名しません。次に議案第 421 号、〇〇さんのあっせん委員を指名します。ご希望の方は、いらっしやいませんか。

(挙手あり)

議 長 それでは、4 番〇〇委員、6 番〇〇委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、4 番〇〇委員、6 番〇〇委員にお願いすることに決定しました。

議 長 次に議案第 422 号、〇〇さんのあっせん委員を指名します。ご希望の方はいらっしやいませんか。

(挙手あり)

議 長 それでは、1 番〇〇委員、19 番〇〇委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、1 番〇〇委員、19 番〇〇委員にお願いすることに決定しました。

議 長 次に議案第 423 号、〇〇さんのあっせん委員を指名します。ご希望の方はいらっしやいませんか。

(挙手あり)

議 長 それでは、6 番〇〇委員、18 番〇〇委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、6 番〇〇委員、18 番〇〇委員にお願いすることに決定しました。

議 長 次に議案第 424 号、〇〇さんのあっせん委員を指名します。ご希望の方は、いらっしやいませんか。

(挙手あり)

議 長 それでは、1 番〇〇委員、19 番〇〇委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、1 番〇〇委員、19 番〇〇委員にお願いすることに決定しました。

議 長 次に議案第 425 号、〇〇さんのあっせん委員を指名します。ご希望の方は、いらっしやいませんか。

(挙手あり)

議 長 それでは、1 番〇〇委員、19 番〇〇委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。よって、1番〇〇委員、19番〇〇委員にお願いすることに決定しました。
- 議 長 次に議案第426号、〇〇さんのあっせん委員を指名します。ご希望の方は、いらっしゃいませんか。  
(挙手あり)
- 議 長 それでは、1番〇〇委員、19番〇〇委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、1番〇〇委員、19番〇〇委員にお願いすることに決定しました。
- 議 長 次に議案第427号、〇〇さんのあっせん委員を指名します。ご希望の方は、いらっしゃいませんか。  
(挙手あり)
- 議 長 それでは、1番〇〇委員、19番〇〇委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、1番〇〇委員、19番〇〇委員にお願いすることに決定しました。
- 議 長 次に議案第428号、〇〇さんのあっせん委員を指名します。ご希望の方はいらっしゃいませんか。  
(挙手あり)
- 議 長 それでは、1番〇〇委員、19番〇〇委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、1番〇〇委員、19番〇〇委員にお願いすることに決定しました。
- 議 長 次に議案第429号、〇〇さんのあっせん委員を指名します。ご希望の方はいらっしゃいませんか。  
(挙手あり)
- 議 長 それでは、1番〇〇委員、6番〇〇委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、1番〇〇委員、6番〇〇委員にお願いすることに決定しました。
- 議 長 次に議案第430号、〇〇さんのあっせん委員を指名します。ご希望の方は、いらっしゃいませんか。  
(挙手あり)
- 議 長 それでは、1番〇〇委員、6番〇〇委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、1番〇〇委員、6番〇〇委員にお願いすることに



- 決定しました。
- 議 長 次に議案第 431 号, ○○さんのあっせん委員を指名します。ご希望の方は、いらっしやいませんか。  
(挙手あり)
- 議 長 それでは、1 番○○委員, 10 番○○委員, 12 番○○委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、1 番○○委員, 10 番○○委員, 12 番○○委員にお願いすることに決定しました。
- 議 長 次に議案第 432 号, ○○さんのあっせん委員を指名します。ご希望の方は、いらっしやいませんか。  
(挙手あり)
- 議 長 それでは、15 番○○委員, 20 番○○委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、15 番○○委員, 20 番○○委員にお願いすることに決定しました。以上で農地あっせん申出書の申請審議についてを終わります。
- 議 長 次に、日程第 7 平成 29 年度農作業標準賃金及び農作業標準料金の決定についてを議題とします。議案第 433 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 23 ページをご覧ください。日程第 7 平成 29 年度農作業標準賃金及び農作業標準料金の決定について、こちらについては、平成 29 年 2 月 13 日に標準賃金の検討会を関係機関代表者と役場関係課長・担当者等が集まり協議をしていただきました。その中で出された意見を踏まえ標準賃金案と標準料金案を掲載してあります。意見としては 3 件ほどありました。まず、農作業賃金案についてですが、こちらの 29 年度案として下の欄に 6,000 円から 6,800 円と変則的な表示をしておりますが、意見の中で今まで一律 6,000 円と設定していた関係で作業自体単純な作業だけでなく重作業といわれ難儀をする作業もあるので考慮してほしいという意見もあり近隣市町の状況を確認すると、軽作業・重作業と区分している所もあったので、一番最低の額を 6,000 円とし最高額を 6,800 円として幅を持たせ設定をしたいと思っています。6,800 円というのは近隣市町での一番最高額となっております。それとあと 2 点は、真ん中あたりに稲刈りのコンバイン 10a の下に※に太字になっている所がありますが、作業をする中でほぼ全倒伏状態の圃場で同じ料金でするのはできない箇所もあったとのことで、双方協議をしてある程度加算をしていただくよう協議による加算金の設定ができるように太字で掲載してあります。3 点目は乾燥調整の梱包の所ですが、畜産農家の方からこの中型(直径 100cm)と大型(120cm)の 2 種類以外の規格(90cm や 110 c m など)もあるということでこの料金で設定してしまうと言いにくいという意見があったので、上記規格にない場合、ロール体積等を考慮し双方協議の上、決定すること。ということでロール体積割合で増減できるような表記をしてあります。基本的には標準料金の案としては 28 年度までと変更はしていません。以上です。
- 議 長 それでは、まず、平成 29 年度農作業標準賃金(案)について、ご意見ご質問等ご

ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見ご質問等がなければ、平成29年度農作業標準賃金については、作業の質や量を考慮して双方で決められるように1日あたり6,000円から6,800円の範囲で設定するということよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、平成29年度農作業標準賃金については、1日6,000円から6,800円ということで決定しました。

議長 次に、農作業標準料金表(案)について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問・ご意見等がなければ、農作業標準料金につきましては原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。農作業標準料金につきましては、原案のとおり承認することといたします。以上で、平成29年度農作業標準賃金及び農作業標準料金の決定についてを終わります。

議長 次に、日程第8農業委員会におけるGISデータ(航空写真)に関する運用内規の制定についてを議題とします。議案第434号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の24ページをお開きください。日程第8農業委員会におけるGISデータ(航空写真)に関する運用内規の制定について農地等の利用の最適化に関する業務へのGISデータ(航空写真)の活用を図るため、下記とおり内規を制定したいので、審議をお願いするものです。内規案を読み上げて説明します。農業委員会におけるGISデータ(航空写真)に関する運用内規、目的、第1条この内規は、湧水町が所有するGISデータ(航空写真)(以下「データ」という。)の農業委員会における活用方法について定め、農業委員会の業務執行への有効な活用を行うとともに、データの適正な運用に資することを目的とする。本内規の運用の対象、第2条 本内規における運用対象は、湧水町農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「委員等」という。)とする。運用方法、第3条本内規の運用については次のとおりとし、農業委員会事務局(以下「事務局」という。)との連携を図りつつ個人情報であることを念頭に置き、慎重な取り扱いを行うものとする。(1)データの使用に関しては、農業委員会の主な業務である農地等の利用の最適化に関する業務に限り、利用できるものとする。(2)データの出力にあたっては、委員等が業務上必要な箇所の土地所有者の住所・氏名・利用に関する業務内容を事務局に伝え、事務局職員はその内容を審査し、必要最低限の印刷範囲・表示内容により出力するものとする。(3)データの利用については、細心の注意を払い、第三者に対しては閲覧のみとし、表示される筆界の表示はあくまで目安であり法務局の正式な筆界とは異なる旨の説明を行った後、閲覧に供するものとする。また、原本の複写は厳禁とし、当該データは利用後直ちに事務局に返却するものとする。データ運用遵守宣誓書の提出、第4条委員等は非常勤の公務員であることを自覚し、データの利用に際し本内規を遵守し個人情報の保護に努める旨のデー

タ運用遵守誓約書（別記1号様式）を事務局に提出するものとする。附則としまして、この内規は、平成29年3月1日から施行する。25ページにつきましては別記1号様式として個人情報の保護に努める旨のデータ運用遵守誓約書になっております。先月の総会の時にもご説明しましたが、今まで必要があれば役場の農家台帳プラス航空写真等の情報等の提示を農業委員さんの活動に必要であるということで行っていましたが、航空写真を所管する財政課から一切外部には提供しないようにと全庁的な対応として決定されました。しかしながら、農地利用状況調査等農業委員会の業務には航空写真等の活用が必要であり、その活用について財政課と協議したところ内規等を作り厳格な運用をしてくださいとのことでした。そこで今回この内規制定並びに誓約書の作成も委員の方にお問い合わせするところとします。

- 議 長 只今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等ございませんか。
- 11 番 11番〇〇です。宣誓書については今回1回出せばいいということですか？見るたびに出すのですか？
- 事務局 宣誓書については1回提出していただければと考えております。その後台帳に発行日と返却日を記録して管理する予定です。以上です。
- 議 長 ほかにありませんか？
- 7 番 7番〇〇です。土地改良区からの立場なのですが、今まで字図等を見せていただいたのですが、改良区としては今後見れなくなるということですか？農業委員でないと見れないということですか？
- 事務局 今回は農業委員での内規となっていますので、改良区で図面等の交付を受けたいときは、本内規を参照していただき厳格な運営を行うことで、町の関係課と協議をしていただければと思います。
- 議 長 ほかに事務局の説明に対しご質問ご意見はございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ほかにご質問・ご意見等がなければ、本内規を制定することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。よって本内規は原案通り制定することとし、3月1日から施行することに決定しました。以上で農業委員会におけるGISデータ(航空写真)に関する運用内規の制定についてを終わります。
- 議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 なければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第33回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会)

午前11時5分

3番 委員

---

4番 委員

---

議 長

---